

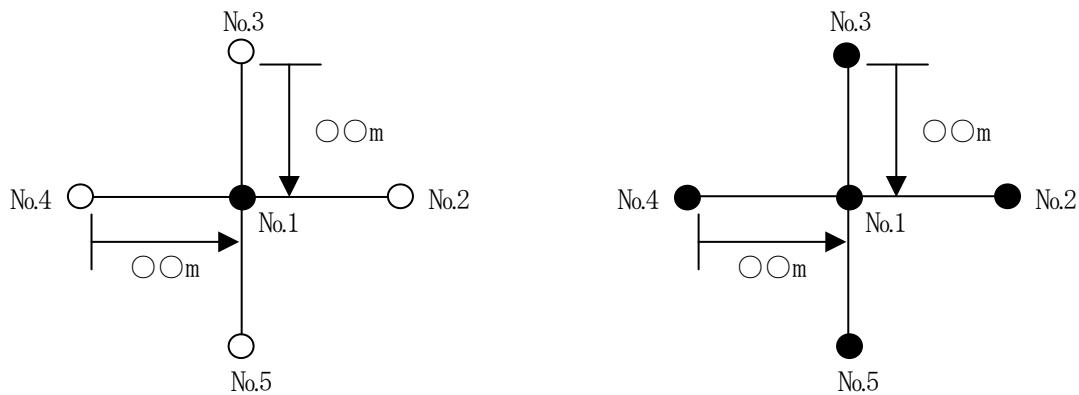
※試料採取方法は受入地により異なるため、必ず事前に当社担当に確認してください。  
 事前の確認がない場合、再度の地質分析をお願いしたり、受け入れをお断りすることもあります。  
 ※「市川港」「横浜鈴繁埠頭」「城南島」「横須賀市久里浜港」へ搬出する場合の試料採取方法等は次頁以降を参照してください。

### 地質分析・ダイオキシン類の含有濃度試験の試料採取方法及び写真撮影

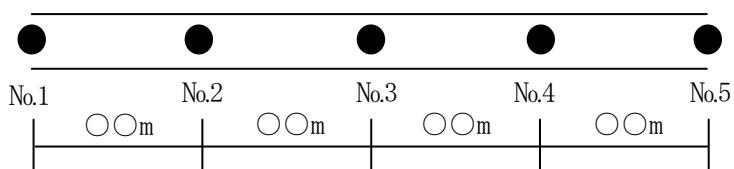
#### (5 地点混合方式)

現場内で偏らないよう採取地点（No.1～No.5）を決定する。

（受入地の所在する都県市による採取方法の指示や掘削現場の広さなどにより採取方法が異なる場合もあります。試料採取前に担当者にご相談願います。）



（道路工事等で延長が長い現場）



#### (凡例) 試料採取位置

- 挥発性物質を含む地質分析試験全項目用
- 挥発性物質を除く地質分析試験項目用

- ① 採取前に路盤を含む舗装や植栽、コンクリートガラなど建設発生土以外のものを除去する。
- ② 上図 No.1～No.5 の各箇所で試料を採取する。  
採取する深さは U C R の担当者にご相談下さい。（ダイオキシン類の含有濃度試験は深さ5cm。但し水底の底質は深さ10cm。）  
ただし、掘削深によっては採取深度を調整する場合があります。
- ③ 試料は**チャック付ビニール袋等の密閉容器**、**揮発性物質検定用は遮光性のガラス瓶**に隙間がないように詰める。
- ④ 上図採取箇所にポールやカラーコーンを立て**全体を写真撮影**する。
- ⑤ **各試料採取箇所の写真撮影**（採取試料、採取穴及び穴の深さが明確になるように）。
- ⑥ 各試料採取後 **1箇所に5箇所分の試料をまとめ、写真撮影**をする。
- ⑦ 採取した試料は**専門の機関で5試料を混合**し、試験を行う。

### 地質分析・ダイオキシン類の含有濃度試験試料採取状況写真用黒板記入例

工 事 件 名	○○○○○新築工事		○写真是カラー写真。		
試料採取場所	No.1 GL - 3.5m		○検査試料採取調書と連動します。		
地質分析（濃度）試験試料採取状況			○工事名、採取場所、採取深度などが分か るようになります。		
試料採取者			○深さは地盤高さ（G L）からの下がりと します。採取日の当日又は翌日までに専門 機関に分析を依頼してください。		
所属	（株）○○○○○	立会者	○○○○○		
氏名	○○○○○		※p.70 p.72 に写真撮影方法を図示		
採取年月日	令和○○年○○月○○日				
施 工 者	○○○○建設	立会者	○○○○		

※試料採取については、採取前に必ず事前に当社担当に確認してください。

事前の確認がない場合は、再度の地質分析をお願いしたり、受け入れをお断りすることもあります。

## 千葉県等に搬出する受入地における試料採取方法及び写真撮影

(「市川港」「横浜鈴繁埠頭」「城南島」)

(5地点混合方式)

(凡例) 試料採取位置

● 振発性物質を含む地質分析試験全項目用

### 【敷地が四角に近い場合の試料採取】

(掘削平面)

○現場内で偏らないよう5地点採取する。

(掘削断面)

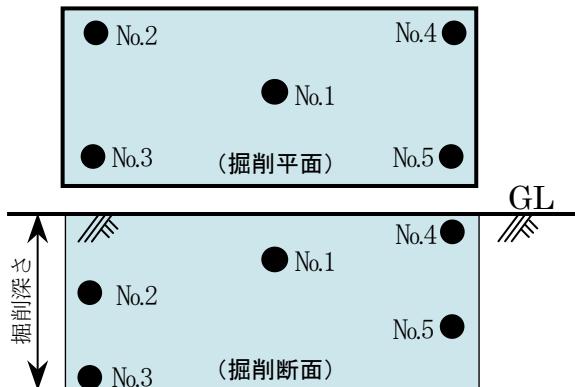
○採取深さは、表土部分から掘削床付け部分まで

バランス良く採取する。

(例) 掘削深さ 5mの場合

GL-0.5m,-1.5m,-3.0m,-4.0m,-5.0m で採取する。

※5,000 m<sup>3</sup>毎に1検体(5試料)採取してください。



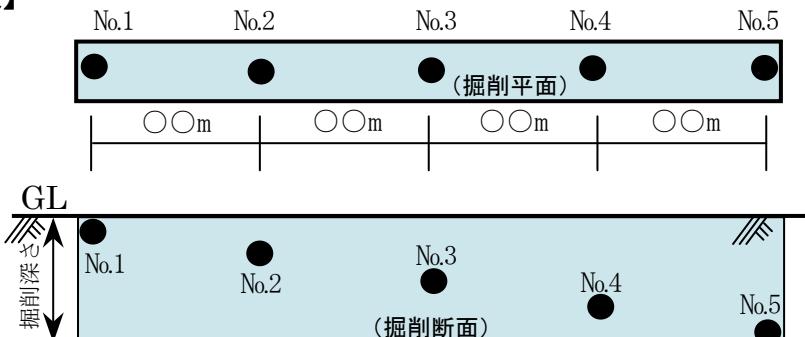
### 【敷地が延長方向に長い場合の試料採取】

(掘削平面)

○延長方向で5地点採取する。

(掘削断面)

○採取深さは、表土部分から掘削床付け部分までバランス良く採取する。



※汚染土の可能性のある場合は、検体数を増やす必要がありますので別途ご相談ください。

### 【採取及び写真撮影にあたっての注意事項】

- ① 採取前に路盤を含む舗装や植栽、コンクリートガラなど建設発生土以外のものを除去する。
- ② 上図 No.1～No.5 の各箇所で試料を採取する。
- ③ 試料は各地点において、チャック付ビニール袋 及び遮光性のガラス瓶のそれぞれに採取し、隙間ができないよう密閉する。
- ④ 採取状況写真に用いる黒板の記載事項は、前頁の記入例を参考にしてください。
- ⑤ 上図採取箇所にポールやカラーコーンを立て全体を写真撮影する。
- ⑥ 各試料採取箇所の写真撮影（採取試料、採取穴及び穴の深さが明確になるように）。
- ⑦ 各試料採取後、1箇所に5箇所分の試料（チャック付ビニール袋5個、ガラス瓶5個）をまとめて、写真撮影をする。
- ⑧ 採取した試料は専門の機関で5試料を混合し、試験を行う。

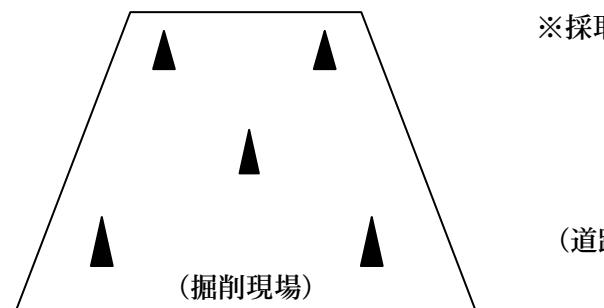
## 【試料採取状況写真の撮影方法（「横須賀市久里浜港」の撮影方法はp.72）】

試料採取状況の写真は次の7枚以上が必要です。

### 1 全景写真（1枚以上）

試料採取する全ての地点をカラーコーン等でマーキングし、一括撮影してください。

全ての位置が写らない場合は、位置関係が分かるようなるべく複数点を撮影してください。



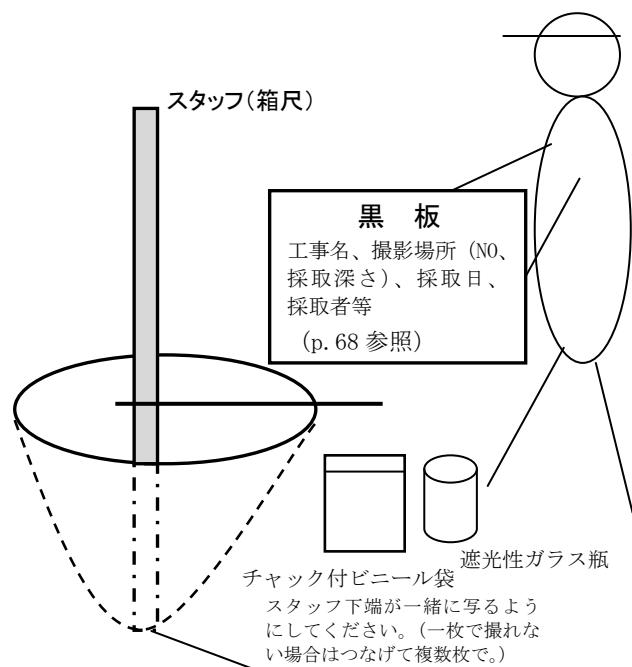
※採取地点は偏らないように全体に配置してください。



(道路等のように掘削現場の延長が幅より大きい場合)

(掘削現場の縦横比が正方形に近い形状の場合)

### 2 試料採取状況写真（各試料採取地点 1枚以上）



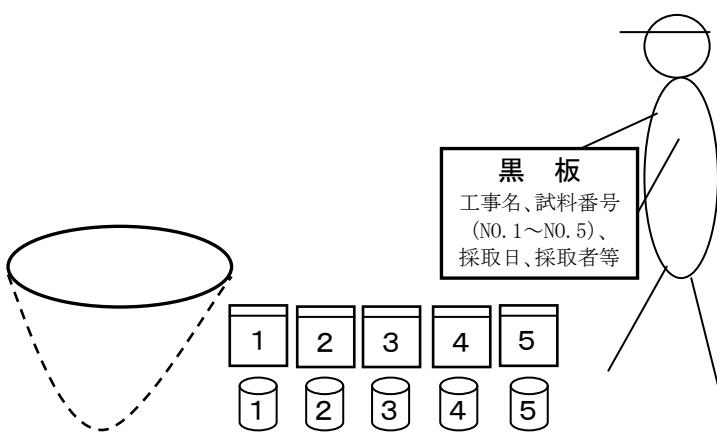
① 採取地点に穴を掘り、所定の深さから試料を採取し、チャック付きビニール袋及び遮光ガラス瓶に詰めてください。

② スタッフ（箱尺）等を採取穴の採取位置まで差し込み、地表からの深さが分かるように、地表位置で読みを示してください。

③ 黒板を添え、（採取穴の深さが分かるように）採取位置（スタッフ下端）及び地表面や採取した試料が一緒に写るように撮影してください。（1枚では写らない場合は2枚以上に分けて撮影してください。）

※ ポーリングで採取する場合はロッドの検尺状況を撮影してください。

### 3 採取試料の集合写真（原則、No.1の地点に5地点の試料を集合し、撮影。）



① 各地点で採取した試料を1か所に集めてください。

② 採取試料全て（チャック付ビニール袋入り試料5、遮光性ガラス瓶入り試料5）を並べて、黒板を添えて撮影します。

③ 撮影後、速やかに分析機関へ搬入、分析を依頼してください。

（試料採取の翌日までの依頼が必須です。）

※試料採取については、採取前に必ず事前に当社担当に確認してください。  
事前の確認がない場合は、再度の地質分析をお願いしたり、受け入れをお断りすることもあります。

## 「横須賀市久里浜港」受入地における試料採取方法及び写真撮影

試料採取は必ず専門の機関（計量証明事業者（濃度））に依頼してください。

### (5 地点混合方式)

#### 【敷地が四角に近い場合の試料採取】

(掘削平面)

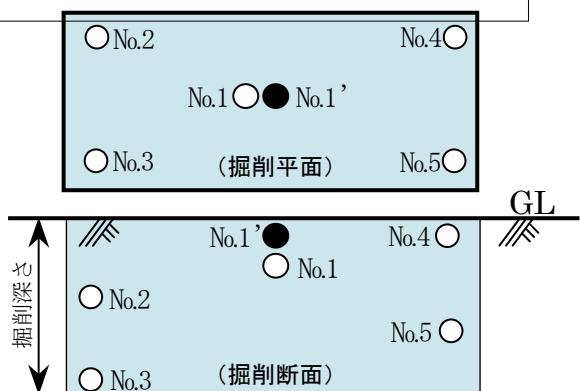
○現場内で偏らないよう 5 地点採取する。

(掘削断面)

○採取深さは、表土部分から掘削床付け部分まで  
バランス良く採取する。  
(例) 掘削深さ 5m の場合  
GL-0.5m,-1.5m,-3.0m,-4.0m,-5.0m で採取する。

(凡例) 試料採取位置

- 振発性物質地質分析試験項目
- 振発性物質を除く地質分析試験項目



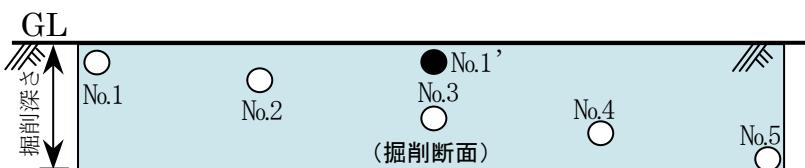
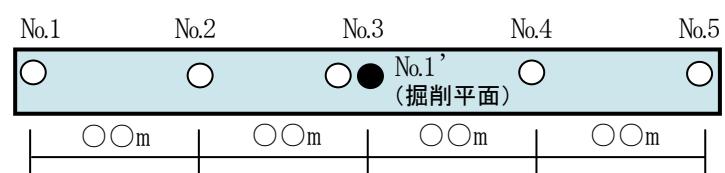
#### 【敷地が延長方向に長い場合の試料採取】

(掘削平面)

○延長方向で 5 地点採取する。

(掘削断面)

○採取深さは、表土部分から掘削床付け  
部分までバランス良く採取する。



土壤試験	溶出試験 : 28 項目
試料採取	第 1 種特定有害物質以外 : 5 地点混合 第 1 種特定有害物質 : 1 地点採取
必要資料	チャック付ビニール袋 : 5 試料 遮光性ガラス瓶 : 1 試料
試験頻度	4,000 m <sup>3</sup> /1 回

第 1 種特定有害物質に係るものについては、代表的な  
地点 1 地点において、50 cmまでのできるだけ深い位置  
で採取すること。

土質区分毎、かつ地山 4,000 m<sup>3</sup>毎に 1 検体（5 地点<sup>※</sup>・  
試料混合）が必要  
※第 1 種特定有害物質は 1 地点

#### 【採取及び写真撮影にあたっての注意事項】

- ① 採取前に路盤を含む舗装や植栽、コンクリートガラなど建設発生土以外のものを除去する。
- ② 上図 No.1 ~ No.5 の各箇所で試料を採取する。
- ③ 試料は各地点において、チャック付ビニール袋 及び遮光性のガラス瓶のそれに採取し、隙間ができるよう密閉する。
- ④ 採取状況写真に用いる黒板の記載事項は、p.68 の記入例を参考にしてください。
- ⑤ 上図採取箇所にポールやカラーコーンを立て全体を写真撮影する。
- ⑥ 各試料採取箇所の写真撮影（採取試料、採取穴及び穴の深さが明確になるように）。
- ⑦ 各試料採取後、1 箇所に 5 箇所分の試料（チャック付ビニール袋 5 個、ガラス瓶 1 個）をまとめて、写真撮影をする。
- ⑧ 採取した試料は専門の機関で 5 試料を混合し、試験を行う。

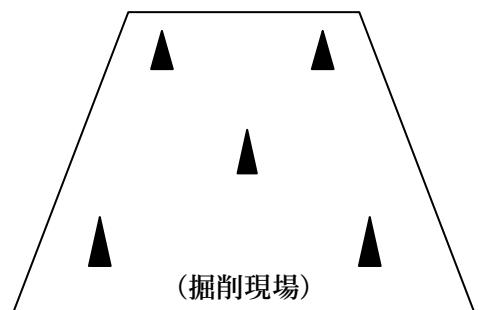
## 【「横須賀市久里浜港」における試料採取状況写真の撮影方法】

試料採取状況の写真は次の7枚以上が必要です。

### 1 全景写真（1枚以上）

試料採取する全ての地点をカラーコーン等でマーキングし、一括撮影してください。

全ての位置が写らない場合は、位置関係が分かるようなるべく複数点を撮影してください。



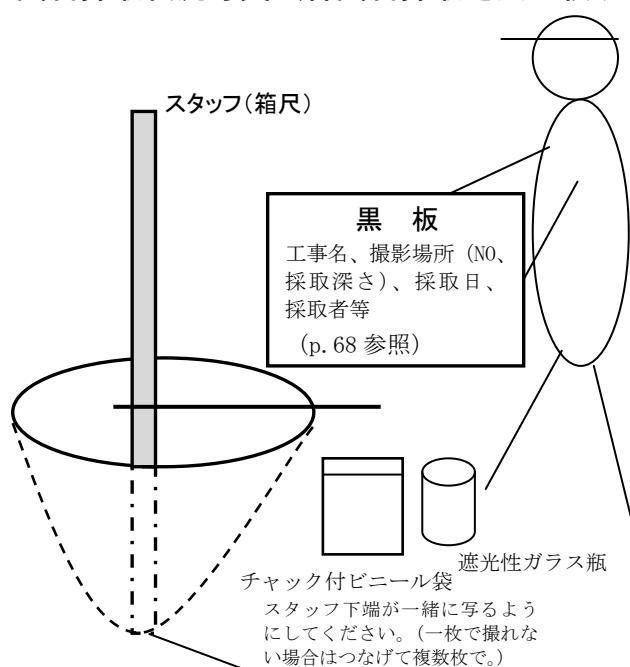
※採取地点は偏らないように全体に配置してください。



(道路等のように掘削現場の延長が幅より大きい場合)

(掘削現場の縦横比が正方形に近い形状の場合)

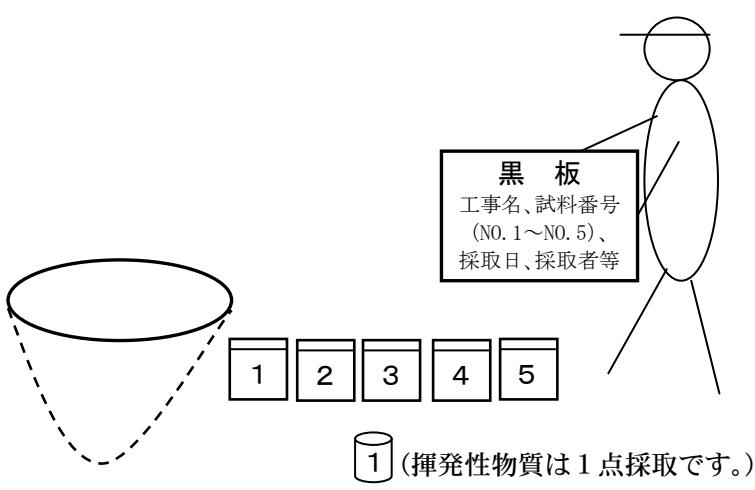
### 2 試料採取状況写真（各試料採取地点 1枚以上）



- ① 採取地点に穴を掘り、所定の深さから試料を採取し、チャック付きビニール袋及び遮光ガラス瓶に詰めてください。
- ② スタッフ（箱尺）等を採取穴の採取位置まで差し込み、地表からの深さが分かるよう、地表位置で読みを示してください。
- ③ 黒板を添え、（採取穴の深さが分かるよう）採取位置（スタッフ下端）及び地表面や採取した試料が一緒に写るように撮影してください。（1枚では写らない場合は2枚以上に分けて撮影してください。）
- ④ 黒板を計量証明事業者の担当者が持ち撮影してください。

※ ポーリングで採取する場合はロッドの検尺状況を撮影してください。

### 3 採取試料の集合写真（原則、No.1の地点に5地点の試料を集合し、撮影。）



- ① 各地点で採取した試料を1か所に集めてください。
- ② 採取試料全て（チャック付ビニール袋入り試料5、遮光性ガラス瓶入り試料1）を並べて、黒板を添えて撮影します。
- ③ 撮影後、速やかに分析機関へ搬入、分析を依頼してください。  
(試料採取の翌日までの依頼が必須です。)

## 【試験項目】

### ◎ 地質分析（土壌分析）試験について

- ・ 試料は1検体について5箇所から採取する。 **(5地点混合方式)**
- ・ 試験は土質区分毎、かつ同一土質区分で原則 **5,000 m<sup>3</sup>** 每に1回実施する。（一部例外あり）
- ・ 試料を採取する深度、位置、採取方法、試験項目については、必ず事前に U C R 担当者に確認する。
- ・ 試料の採取、地質分析試験は、必ず専門の機関（計量証明事業者（濃度））に依頼する。
- ・ 計量方法は、「土壤の汚染に係る環境基準」環境基本法に基づく告示（平成3年8月23日環境庁告示第46号）及び「土壤含有量基準」土壤汚染対策法施行規則に基づく告示（平成15年3月6日環境省告示第19号）による。

地質分析試験項目				
	計量の対象	単位	基準値	計量方法
溶出量試験	カドミウム	mg/L	0.003以下	日本産業規格 K0102 55.2、55.3又は55.4
	全シアン	mg/L	不検出	日本産業規格 K0102 38(38.1.1及び38の備考11の方法を除く) 昭和46.12環告第59号付表1
	有機燐	mg/L	不検出	昭和49.9環告第64号付表1、日本産業規格 K0102 31.1のがスカラマトケラ法以外のもの
	鉛	mg/L	0.01以下	日本産業規格 K0102 54
	六価クロム	mg/L	0.05以下	日本産業規格 K0102 65.2 (65.2.7を除く)
	砒素	mg/L	0.01以下	日本産業規格 K0102 61
	総水銀	mg/L	0.0005以下	昭和46.12環告第59号付表2
	アルキル水銀	mg/L	不検出	昭和46.12環告第59号付表3、昭和49.9環告第64号付表3
	P C B	mg/L	不検出	昭和46.12環告第59号付表4
	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
	クロロエチレン	mg/L	0.002以下	平成9.3環告第10号付表
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.3.2
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.3.2
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
28項目	1,3-ジクロロブロベンソン	mg/L	0.002以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1
	チウラム	mg/L	0.006以下	昭和46.12環告第59号付表5
	シマジン	mg/L	0.003以下	昭和46.12環告第59号付表6第1、第2
	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	昭和46.12環告第59号付表6第1、第2
	ベンゼン	mg/L	0.01以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
	セレン	mg/L	0.01以下	日本産業規格 K0102 67.2、67.3、67.4
	ふつ素	mg/L	0.8以下	日本産業規格 K0102 34.1、34.4 昭和46.12環告第59号付表7
	ほう素	mg/L	1以下	日本産業規格 K0102 47.1、47.3、47.4
	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	昭和46.12環告第59号付表8
	その他			
の試験	水素イオン	-	5.8以上8.6以下	日本産業規格 K0102.12.1
	油分	mg/L	15以下	昭和51年環告第3号又は、昭和49年環告第64号
含有量試験	2項目	銅 (農用地)	mg/kg	125未満 昭和47.10総令66号
	9項目	砒素 (農用地)	mg/kg	15未満 昭和50.4総令31号
	水銀及びその化合物	mg/kg	15以下 昭和46.12環告第59号付表2	
	カドミウム及びその化合物	mg/kg	45以下 日本産業規格 K0102 55.2、55.3又は55.4	
	鉛及びその化合物	mg/kg	150以下 日本産業規格 K0102 54	
	砒素及びその化合物	mg/kg	150以下 日本産業規格 K0102 61	
	六価クロム化合物	mg/kg	250以下 日本産業規格 K0102 65.2 (65.2.7を除く)	
	ふつ素及びその化合物	mg/kg	4000以下 日本産業規格 K0102 34.1、34.4 昭和46.12環告第59号付表7	
	ほう素及びその化合物	mg/kg	4000以下 日本産業規格 K0102 47.1、47.3、47.4	
	セレン及びその化合物	mg/kg	150以下 日本産業規格 K0102 67.2、67.3、67.4	
11項目	シアン化合物	mg/kg	50以下 日本産業規格 K0102 38(38.1.1及び38の備考11の方法を除く) 昭和46.12環告第59号付表1	
	備考			受入地毎の試験項目は「UCR受入地別建設発生土の特定有害物質等試験項目一覧表」とおり

## ◎ ダイオキシン類の含有濃度試験について

- ・原則、各層の深さ5cmの土壤について5箇所から採取する。（ただし、水底の底質は深さ10cm）
- ・試験は土質区分毎、かつ同一土質区分で5,000m<sup>3</sup>毎に1回実施します。（一部例外あり）
- ・試験は、専門の機関（特定計量証明事業者）に依頼し、「特定濃度計量証明書」または「試験成績書（分析結果）と特定計量証明事業者認定証写し」を提出する。
- ・判断基準は「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日環境庁告示第68号）による。
- ・基準値は、土壤 1,000 p g-T EQ/g 以下、水底の底質 150 p g-T EQ/g 以下とする。
- ・検定方法は、「ダイオキシン類に係る土壤調査測定マニュアル」（令和4年3月環境省）、「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」（令和4年3月環境省）による。

## ◎ 土質試験について

- ・試料は、各層の代表的な土を採取する。

試験項目	試験方法	江戸川河川事務所 (4カ所)	荒川調節池事務所 (2カ所)	利根川河川事務所 (5カ所)	大宮国道事務所 (2カ所)	埼玉県企業局 (3カ所)	久喜市ごみ処理施設	川越北消防署	さいたま市中央地区	道の駅「くまがや」
土粒子の密度試験	JIS A 1202	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土の含水比試験	JIS A 1203	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土の粒度試験	JIS A 1204	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土の湿潤密度試験	JIS A 1225	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土の工学的分類法	JGS 0051	○	○	○	○	○	○	○	○	○
突き固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	○	○	○	○	○	○	○	○	○
締固めた土のコーン指数試験	JIS A 1228	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土のpH試験(※1)	JGS 0211	△※2	○	○	○	○	○	○	○	○
土の透水試験	JIS A 1218	×	×	○	×	×	×	×	×	×
試験頻度	5,000m <sup>3</sup> 毎	×	○	×	○	○	×	×	×	×
	土質区分毎	○	○	○	×	○	○	○	○	○

※1 土質試験におけるpH値は、水質汚濁防止法の許容限度 5.8以上8.6以下を満足すること。

※2 江戸川河川事務所の受入地では、石灰改良土の場合のみpH試験を実施する。

## [事務処理日数]

### ◎ 試験に要する概ねの日数

- ・地質分析（土壤分析）試験について…約2週間
- ・ダイオキシン類の含有濃度試験…約4週間
- ・土質試験…約2週間

### ◎ UCR内の審査及び条例等の手続きに要する標準的な事務処理日数

U C R 内審査	U C R 外審査		
	2週間	千葉県等土砂条例手続き	市川港（中継基地）、横浜鈴繁埠頭（中継基地） 大磯町大磯港（中継基地）、城南島（中継基地）
1週間 (全受入地)		相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例手続き、 通行禁止道路通行許可手続き	相模原市相模原
1週間	栃木県土砂条例等手続き	三郷市番匠免（中継基地）	
		和歌山県・愛媛県土砂条例等手続き	横須賀市久里浜港（中継基地）

※ 案件や協議時期によっては多くの期間がかかることがあります。

## 2023年度 UCR受入地別建設発生土の特定有害物質等試験項目一覧表

受入地 名 称		江戸川流山ヤード、江戸川右岸金杉ヤード、(仮称)久喜市ごみ処理施設、(仮称)道の駅「くまがや」、富士見上南畠地区、鴻巣箕田地区、行田富士見工業団地拡張地区、江戸川吉川ヤード、秋ヶ瀬ヤード、大宮ヤード、江戸川山王ヤード						
特 定 有 害 物 質 試 験	溶 出 量 試 験	試験項目	基準値	検定方法	試験項目	基準値	検定方法	
		カドミウム	0.003mg/l以下	「土壤の汚染に 係る環境基準に ついて」 (平成3年8月23 日環境庁告示第 46号付表)	カドミウム	0.003mg/l以下	「土壤の汚染に 係る環境基準に ついて」 (平成3年8月23 日環境庁告示第 46号付表)	
		全シアン	不検出		全シアン	不検出		
		有機リン	不検出		有機リン	不検出		
		鉛	0.01mg/l以下		鉛	0.01mg/l以下		
		六価クロム	0.05mg/l以下		六価クロム	0.05mg/l以下		
		砒素	0.01mg/l以下		砒素	0.01mg/l以下		
		総水銀	0.0005mg/l以下		総水銀	0.0005mg/l以下		
		アルキル水銀	不検出		アルキル水銀	不検出		
		PCB	不検出		PCB	不検出		
		ジクロロメタン	0.02mg/l以下		ジクロロメタン	0.02mg/l以下		
		四塩化炭素	0.002mg/l以下		四塩化炭素	0.002mg/l以下		
		クロロエチレン	0.002mg/l以下		クロロエチレン	0.002mg/l以下		
		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下		
		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下		
		1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下		1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下		
		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下		
		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下		
		トリクロロエチレン	0.01mg/l以下		トリクロロエチレン	0.01mg/l以下		
		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下		
		1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/l以下		1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/l以下		
		チウラム	0.006mg/l以下		チウラム	0.006mg/l以下		
		シマジン	0.003mg/l以下		シマジン	0.003mg/l以下		
		チオベンカルブ	0.02mg/l以下		チオベンカルブ	0.02mg/l以下		
		ベンゼン	0.01mg/l以下		ベンゼン	0.01mg/l以下		
		セレン	0.01mg/l以下		セレン	0.01mg/l以下		
含有量試験	含有量試験	ふつ素	0.8mg/l以下		ふつ素	0.8mg/l以下	昭和47.総令66号、昭和50.総令31号	
		ほう素	1mg/l以下		ほう素	1mg/l以下		
		1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下		1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下		
土質試験	必要(詳細はUCRホームページ参照)			不 要				
試験頻度	1回/5,000m <sup>3</sup>			1回/5,000m <sup>3</sup>				

【注意】三郷市番匠免は特定有害物質基準値の8割までを受入対象とする。

受入地 名 称		加須市旗井、羽生市堤、羽生市上川俣、渡良瀬川右岸河川敷、五霞町大福田、川越北消防署新庁舎、さいたま中央地区、国道17号熊谷BPヤード、国道17号深谷BPヤード、御殿場市神山								
溶出量試験		試験項目	基準値	検定方法	試験項目	基準値	検定方法			
特定有害物質試験		カドミウム	0.003mg/l以下	「土壤の汚染に係る環境基準について」 (平成3年8月23日環境庁告示第46号付表)	カドミウム	0.003mg/l以下	「土壤の汚染に係る環境基準について」 (平成3年8月23日環境庁告示第46号付表)			
		全シアン	不検出		全シアン	不検出				
		有機リン	不検出		有機リン	不検出				
		鉛	0.01mg/l以下		鉛	0.01mg/l以下				
		六価クロム	0.05mg/l以下		六価クロム	0.05mg/l以下				
		砒素	0.01mg/l以下		砒素	0.01mg/l以下				
		総水銀	0.0005mg/l以下		総水銀	0.0005mg/l以下				
		アルキル水銀	不検出		アルキル水銀	不検出				
		PCB	不検出		PCB	不検出				
		ジクロロメタン	0.02mg/l以下		ジクロロメタン	0.02mg/l以下				
		四塩化炭素	0.002mg/l以下		四塩化炭素	0.002mg/l以下				
		クロロエチレン	0.002mg/l以下		クロロエチレン	0.002mg/l以下				
		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下				
		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下				
		1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下		1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下				
		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下				
		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下				
		トリクロロエチレン	0.01mg/l以下		トリクロロエチレン	0.01mg/l以下				
		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下				
		1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/l以下		1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/l以下				
		チウラム	0.006mg/l以下		チウラム	0.006mg/l以下				
		シマジン	0.003mg/l以下		シマジン	0.003mg/l以下				
		チオベンカルブ	0.02mg/l以下		チオベンカルブ	0.02mg/l以下				
		ベンゼン	0.01mg/l以下		ベンゼン	0.01mg/l以下				
		セレン	0.01mg/l以下		セレン	0.01mg/l以下				
含有量試験		ふつ素	0.8mg/l以下	土壤含有量調査に係る測定方法を定める件 (平成15年3月6日環境省告示第19号) 昭和47.総令66号、昭和50.総令31号	ふつ素	0.8mg/l以下	土壤含有量調査に係る測定方法を定める件 (平成15年3月6日環境省告示第19号) 昭和47.総令66号、昭和50.総令31号			
		ほう素	1mg/l以下		ほう素	1mg/l以下				
		1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下		1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下				
		水銀及びその化合物	15mg/kg以下		水銀及びその化合物	15mg/kg以下				
		カドミウム及びその化合物	45mg/kg以下		カドミウム及びその化合物	45mg/kg以下				
		鉛及びその化合物	150mg/kg以下		鉛及びその化合物	150mg/kg以下				
		砒素及びその化合物	150mg/kg以下		砒素及びその化合物	150mg/kg以下				
		六価クロム化合物	250mg/kg以下		六価クロム化合物	250mg/kg以下				
		ふつ素及びその化合物	4000mg/kg以下		ふつ素及びその化合物	4000mg/kg以下				
		ほう素及びその化合物	4000mg/kg以下		ほう素及びその化合物	4000mg/kg以下				
		セレン及びその化合物	150mg/kg以下		セレン及びその化合物	150mg/kg以下				
土質試験		御殿場市神山以外は必要(詳細はUCRホームページ参照)			不 要					
試験頻度		1回/5,000m <sup>3</sup>			1回/5,000m <sup>3</sup>					

受入地 名 称		市川港 ※ 城南島 ※ 横浜鈴繁埠頭 ※			青梅地区(工)、(才)、(力)、(キ)、 (ケ)、(シ)、(ス) 八王子地区(2)、(5)					
特 定 有 害 物 質 試 験	溶 出 量 試 験	試験項目	基準値	検定方法	試験項目	基準値	検定方法			
		カドミウム	0.003mg/l以下	「土壤の汚染に 係る環境基準に ついて」 (平成3年8月23 日環境庁告示第 46号付表)	カドミウム	0.003mg/l以下	「土壤の汚染に 係る環境基準に ついて」 (平成3年8月23日 環境庁告示第46 号付表)			
		全シアン	不検出		全シアン	不検出				
		有機リン	不検出		有機リン	不検出				
		鉛	0.01mg/l以下		鉛	0.01mg/l以下				
		六価クロム	0.05mg/l以下		六価クロム	0.05mg/l以下				
		砒素	0.01mg/l以下		砒素	0.01mg/l以下				
		総水銀	0.0005mg/l以下		総水銀	0.0005mg/l以下				
		アルキル水銀	不検出		アルキル水銀	不検出				
		PCB	不検出		PCB	不検出				
		ジクロロメタン	0.02mg/l以下		ジクロロメタン	0.02mg/l以下				
		四塩化炭素	0.002mg/l以下		四塩化炭素	0.002mg/l以下				
		クロロエチレン	0.002mg/l以下		クロロエチレン	0.002mg/l以下				
		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下				
		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下				
		1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下		1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下				
		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下				
		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下				
		トリクロロエチレン	0.01mg/l以下		トリクロロエチレン	0.01mg/l以下				
土 質 試 験	含有量試験	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下				
		1,3-ジクロロブロベン	0.002mg/l以下		1,3-ジクロロブロベン	0.002mg/l以下				
		チウラム	0.006mg/l以下		チウラム	0.006mg/l以下				
		シマジン	0.003mg/l以下		シマジン	0.003mg/l以下				
		チオベンカルブ	0.02mg/l以下		チオベンカルブ	0.02mg/l以下				
		ベンゼン	0.01mg/l以下		ベンゼン	0.01mg/l以下				
		セレン	0.01mg/l以下		セレン	0.01mg/l以下				
		ふつ素	0.8mg/l以下		ふつ素	0.8mg/l以下				
		ほう素	1mg/l以下		ほう素	1mg/l以下				
		1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下							
土 質 試 験		水素イオン濃度			5.8以上8.6以下					
試 験 頻 度		1回/5,000m <sup>3</sup>			1回/5,000m <sup>3</sup>					

【注意】市川港、城南島、横浜鈴繁埠頭は特定有害物質基準値の8割までを受入対象とする。

受入地 名 称		相模原市相模原 厚木市下荻野			横須賀市久里浜港		
特 定 有 害 物 質 試 験	溶 出 量 試 験	試験項目	基準値	検定方法	試験項目	基準値	検定方法
		カドミウム	0.003mg/l以下	「土壤の汚染に 係る環境基準に ついて」 (平成3年8月23 日環境庁告示第 46号付表)	カドミウム	0.003mg/l以下	「土壤の汚染に 係る環境基準に ついて」 (平成3年8月23 日環境庁告示第 46号付表)
		全シアン	不検出		全シアン	不検出	
		有機リン	不検出		有機リン	不検出	
		鉛	0.01mg/l以下		鉛	0.01mg/l以下	
		六価クロム	0.05mg/l以下		六価クロム	0.05mg/l以下	
		砒素	0.01mg/l以下		砒素	0.01mg/l以下	
		総水銀	0.0005mg/l以下		総水銀	0.0005mg/l以下	
		アルキル水銀	不検出		アルキル水銀	不検出	
		PCB	不検出		PCB	不検出	
		ジクロロメタン	0.02mg/l以下		ジクロロメタン	0.02mg/l以下	
		四塩化炭素	0.002mg/l以下		四塩化炭素	0.002mg/l以下	
		クロロエチレン	0.002mg/l以下		クロロエチレン	0.002mg/l以下	
		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	
		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	
		1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下		1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	
		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下	
		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	
		トリクロロエチレン	0.01mg/l以下		トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	
		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	
1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/l以下	1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/l以下				
チウラム	0.006mg/l以下	チウラム	0.006mg/l以下				
シマジン	0.003mg/l以下	シマジン	0.003mg/l以下				
チオベンカルブ	0.02mg/l以下	チオベンカルブ	0.02mg/l以下				
ベンゼン	0.01mg/l以下	ベンゼン	0.01mg/l以下				
セレン	0.01mg/l以下	セレン	0.01mg/l以下				
ふつ素	0.8mg/l以下	ふつ素	0.8mg/l以下				
ほう素	1mg/l以下	ほう素	1mg/l以下				
1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下				
含有量試験							
土 質 試 験		不 要		不 要			
試 験 頻 度		1回/5,000m <sup>3</sup>		1回/ <u>4,000m<sup>3</sup></u>			